

# 定 款

一般社団法人 DME自動車・バイオDME普及推進委員会

# 一般社団法人 DME自動車・バイオDME普及推進委員会 定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人DME自動車・バイオDME普及推進委員会と称し、英語表記ではDME Vehicle Promotion Committeeとし、Bio-DME&DMEVPCと略記する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、商品性のあるDME自動車、燃料供給インフラ、DME及びバイオDMEの早期普及を目指すことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) DME自動車の普及に必要な技術開発
- (2) 低炭素化社会実現に向けての研究開発
- (3) 自動車燃料用DMEの性状規格、供給インフラ標準化構築のための研究
- (4) DME自動車普及に関わる適正基準構築への活動推進
- (5) DME自動車、燃料インフラの普及のための啓発活動
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

### (公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告による。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第2章 社 員

### (種類)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)上の社員とする。

- (1) 正 会 員 当法人の目的に賛同して入会した団体  
正会員は特別会員と一般会員で構成する。区分基準は会員規約で定める。
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体。  
資格要件は会員規約で定める。

### (入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、社員総会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員となる。なお、一般会員が特別会員になることを希望する場合の手続は、正会員としての入会手続に準ずるものとする。

- 2 賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに賛助会員となる。

### (経費等の負担)

第7条 正会員は、会員規約に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、会員規約に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、正会員の退会届は退会の3ヶ月前に提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第17第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該正会員を除く全ての正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が解散したとき。賛助会員は死亡および解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、会員規約に定める秘密保持条項を遵守することとし、また、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

(種類)

第12条 当法人の社員総会は、定期社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

(構成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 入会の基準ならびに会費の金額
- (2) 正会員の入会の承認
- (3) 会員の除名
- (4) 監事の解任
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (8) その他法令で定めた事項

(代理)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に社員総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員等

(役員の設定等)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。また、副理事長をおくことができる。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 特別会員の役員又は従業員の資格を有する者以外の者は、特別会員全員の同意が無い限り、理事になることができない。

(理事の職務権限)

第22条 理事長は、当法人を代表し、事業の円滑かつ着実な活動を指導する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、代行する。

3 統括事務局長は、当法人の事業の事務を運営管理、統括する。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査

をすることができる。

(任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
  - 3 欠員補充又は増員として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第25条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員総会の特別決議をもって行わなければならない。

(報酬等)

- 第26条 役員は原則無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

- 第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

- 第28条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

- 第29条 当法人は理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
  - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 理事長、副理事長及び事務局長の選定及び解職
- 2 理事会は、理事および正会員より部会長、統括事務局長、事務長を任命することができる。理事及び任命された運営委員を構成員として開催する理事・部会長会議において、当法人の日常運営

等の事項につき協議・決定する。ただし、理事・部会長会議は理事の過半数の参加を必要とする。

- 3 統括事務局長は、理事会の指示に従い、事業の運営管理、統括を行う。事務長は、統括事務局長を補佐し、日常的な事務局運営を行う。

#### (招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の招集通知は、各理事及び各監事に対し会日より一週間前までにこれを発するものとする。ただし、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

#### (議長)

第32条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

#### (決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その全会一致をもって行う。

#### (議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印する。

#### (理事会規則)

第35条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 基金

#### (基金の拠出)

第36条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要事項を清算人において別途定めるものとする。

## 第7章 計算

#### (事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

#### (事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の

決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### (事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

#### (剰余金の分配の禁止)

第40条 当法人は、剰余金の分配をすることができない。

## 第8章 解散

#### (解散)

第41条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議。
- (2) 社員が欠けたこと。
- (3) 合併(合併により当法人が消滅する場合に限る。)
- (4) 破産開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

#### (残余財産)

第42条 当法人が精算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利法人(租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る。)に贈与する。

## 第9章 その他

#### (法令の準拠)

第43条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

## 附 則

#### (最初の事業年度)

1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

#### (設立時社員)

2 設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

兵庫県尼崎市立花町一丁目2番1号  
設立時社員 カグラペーパーテック株式会社

東京都港区赤坂四丁目2番19号  
設立時社員 トタルDMEジャパン株式会社

3 本定款の制定・改正および実施の履歴は、次のとおりである。

|    |             |    |             |
|----|-------------|----|-------------|
| 制定 | 平成22年 3月19日 | 実施 | 平成22年 4月 1日 |
| 改正 | 平成22年 6月28日 | 実施 | 平成22年 6月28日 |
| 改正 | 平成22年 11月4日 | 実施 | 平成22年 11月4日 |
| 改正 | 平成23年 3月29日 | 実施 | 平成23年 3月29日 |
| 改正 | 平成23年 6月17日 | 実施 | 平成23年 7月1日  |

4 本定款の変更により、変更以前に作成したもしくは契約した各種書類の変更以前の名称は、変更後の名称と読み替えるものとする。